

《地域振興》 【地域の特色を生かした農山漁村の振興・活性化】

集落機能の維持・保全

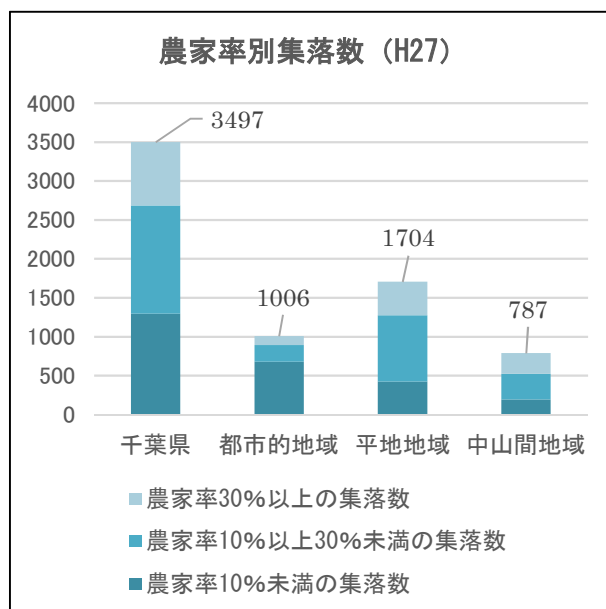
農山漁村の多面的機能の維持・発揮

項目	現状 (28年度)	目標 (33年度)
地域共同活動による農村環境の 保安全管理への参加者数（累計）*	44,900人	55,900人

* 農業者等が取り組む共同活動参加人数について、各年 5%（2,200人）の増加を目指します。

[現状認識]

農山漁村を取り巻く環境は大きく変化してきており、農村における農家数の減少や高齢化による農村集落機能の低下、就業機会や農林漁業所得・農林漁業従事者の減少、有害鳥獣被害や耕作放棄地の増加、集落における農家率減少による担い手への維持管理の負担増など、数多くの課題を抱えています。また、里山においては、放置された竹林の拡大や森林の不十分な管理により、森林の荒廃が進んでいます。漁村においても過疎化や高齢化の進行に伴い、干潟・藻場の保全や海難救助等の漁村の有する多面的機能の発揮に支障が生じています。



このような中、緑豊かで活力のある農山漁村を実現するためには、多様な人々が参画する集落活動による地域資源の保全、集落における担い手への負担の軽減、集落活動を推進する指導者の育成が必要となっています。

[基本方向]

緑豊かで活力ある農村を実現するため、食料生産の場だけでなく自然環境や水源の涵養といった農村の持つ多面的な機能を生かした農村環境の維持向上を図り、新たな生活スタイルを求める人々の農村への「田園回帰」の流れを促進します。また、農業者をはじめ地域住民も参画した地域資源の保全活動や質的向上を図る共同活動を支援し、地域の担い手への負担を軽減するとともに、集落における農業の持続的発展を図ります。

里山においては、企業や団体など多様な人々の参画による森林整備活動を促進することにより、美しい景観の保全を図ります。

漁村においても、地域住民等とともに、漁業者が行う多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する取組を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を図っていきます。

[主な取組]

1 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮

具体的な取組

ア 農業者等が行う農村の多面的機能の維持・発揮

- ・ 農業の持続的発展と農地・農村の持つ多面的機能の維持・発揮のため、農業者等が行う農地・農業用施設的良好な保全と質的向上を図る活動を支援します。
- ・ 農業者等が行う農地・農業用施設的良好な保全と質的向上を図る活動組織については、事務負担の軽減に向けて活動組織の広域化*を推進します。
- ・ 農地や農業用施設の多面的機能の発揮を図るため、地域住民との共同活動を推進する指導者を育成します。

※ 活動組織の広域化：組織の活動面積が200ha以上の場合です。

イ 条件不利地における農業生産の維持を通じた農村の多面的機能の確保

- ・ 中山間地域等において多面的機能を確保するため、適切な農業生産活動を行う農業者等を支援します。

ウ 農業農村の有する魅力の発見・発掘

- ・ ふるさと保全指導員*を中心にした地域住民活動による、農業農村が有する魅力の発見・発掘や情報の発信を支援します。

※ ふるさと保全指導員：中山間地域で農村の活性化に取り組む地域住民活動への助言指導について県が依頼したリーダーのことです。

主な事業

- 農地・農業用施設の保全・向上を図るための地域共同活動への支援
- 多面的機能を発揮する活動を推進する指導者の育成
- 中山間地域の多面的機能確保への支援
- 地域共同活動を活用した、農業農村の魅力の発見・発掘及び情報の発信

【達成指標】

項 目	現 状 (28 年度)	目 標 (33 年度)
農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図るため農業者等が共同で取り組む活動面積（累計）*	28,090ha	35,500ha

* 農業者等が取り組む活動面積について、4年間（30～33年度）で6,000haの増加を目指します。

2 森林整備活動を促進し森林の有する公益的機能の発揮と共用

具体的な取組

ア 森林整備活動の促進

- ・里山の保全や海岸県有保安林の再生を図るため、地域住民や企業、市民活動団体等による森林整備活動を促進します。

イ 森林の活用

- ・児童生徒への森林環境教育の推進を図るため、教育活動の場としてふさわしい森林として県が認定した「教育の森」について、看板の設置などの施設整備を行うとともに、教育機関と連携して利用を促進します。また、木材に対する理解を促進するため、木工作品コンクールや木工出前事業を実施します。
- ・緑に関する学習活動やレクリエーションを通じ、自然に親しみ緑を大切にする心を育てることを目的とした「みどりの少年団」の結成及び育成を支援します。
- ・森林などの地域資源を活用した農山漁村の活性化を図るため、都市住民等が豊かな自然に親しめる施設である「県民の森」の一層のサービス向上を図り、利用を促進します。

主な事業

- 森林整備活動の促進
- 「法人の森^{※1}協定」の締結の推進
- 里山活動団体による森林整備活動の支援
- 森林・林業教育活動への支援（教育の森・木育）
- みどりの少年団の育成支援
- 県民の森の利用促進

※1 法人の森：県と企業等が締結した協定に基づき、企業によるCSR活動^{※2}等の場として県有林を提供し、企業等が資金や労力を提供することにより、県有林の整備に参画する制度を指します。

※2 CSR活動：企業が社会的責任を果たすために行う活動で、社会貢献活動とも言います。

【達成指標】

項目	現状 (28年度)	目標 (33年度)
企業や団体等による森林整備面積 (累計)*	305ha	340ha

* 28年度実績を基に、企業や団体等による森林整備を年間約7ha進めます。

3 水産業・漁村の有する多面的機能の効果的・効率的な発揮

具体的な取組

- ・魚類などの生育の場である藻場・干潟を維持するため、漁業者グループの取り組む藻場・干潟の保全など、水産業・漁村の多面的機能を発揮させる活動を支援していきます。

主な事業

- 水産多面的機能発揮活動への支援

【達成指標】

項目	現状 (28年度)	目標 (33年度)
漁業者等が取り組む干潟や藻場等の 環境・生態系保全活動面積(累計)*	2,998ha	18,000ha

* 毎年、約3,000haの継続的な事業実施を目指します。

《地域振興》 【地域の特色を生かした農山漁村の振興・活性化】

農山漁村の地域資源の活用促進

地域資源を活用した都市と農山漁村の交流と6次産業化の推進

項 目	現 状 (27年度)	目 標 (33年度)
農業・漁業生産関連事業の年間販売金額*	722億円	830億円

* 農業・漁業経営体や農協・漁協等が取り組む、農水産物の加工や直売所、観光農園、農家・漁家民宿、農家・漁家レストランの年間販売金額（6次産業化の市場規模）の増加を目指します。

[現状認識]

本県の農山漁村は、首都圏にありながら豊かな自然環境に恵まれ、多種多様な農林水産物を生産するとともに、美しい景観、郷土料理、伝統文化など、豊富な地域資源を有しています。

また、農山漁村にある農林水産物直売所や農家・漁家レストラン、農林漁業体験施設は、都市住民が農山漁村の魅力に直接触れ、農林水産業への理解を深める交流拠点であるとともに、6次産業化の重要な販売拠点にもなっています。さらに近年では、国内外の教育旅行や観光客が農山漁村に滞在し、農林漁業体験や農山漁村の暮らしを楽しむ「農泊」も注目されています。

これらの地域資源や地域拠点を活用し、地域の活性化と農林漁業者等の所得向上及び地域の雇用創出を図るため、都市住民と農山漁村の交流活動を一層推進するとともに、地域の農林漁業者が取り組む6次産業化を推進することが必要です。

[基本方向]

農林水産物直売所や農家・漁家レストラン、農林漁業体験施設など、地域の交流拠点の魅力向上や情報発信を行うとともに、都市と農山漁村の交流の推進や、6次産業化の一層の取組を推進します。

[主な取組]

1 グリーン・ブルーツーリズムの推進

具体的な取組

ア 農山漁村における交流活動の推進・おもてなし力の向上

- ・地域の交流拠点の魅力の向上や受入体制の強化を図るため、農林水産物直売所や農林漁業体験施設の関係者向けの研修会を実施するとともに、都市住民や国内外からの観光客などとの交流活動を支援します。

イ 農山漁村の魅力の発信

- ・農山漁村の魅力を広くPRするため、農林水産物直売所や農家・漁家レストラン、農林漁業体験施設、郷土料理等を紹介するパンフレットの作成など各種広報媒体の活用や、直売所フェアの開催などにより、積極的な情報発信を行います。

ウ 農泊の推進

- ・農山漁村ならではの伝統的な生活体験や地域に根ざした人々との交流を楽しむ農泊を推進するため、地域で取り組む受入環境の整備を支援します。

主な事業

- グリーン・ブルーツーリズムの推進
- 食のおもてなし力の向上

【達成指標】

項 目	現 状 (28 年度)	目 標 (33 年度)
グリーン・ブルーツーリズム推進のための研修会受講者数* (累計)	—	1,000 人 4 年間の参加者数

* 研修会は、各年 250 人の参加を目指します。

2 地域資源を活用した6次産業化等の推進

具体的な取組

ア 千葉県6次産業化サポートセンターを核としたワンストップ支援体制の整備

- ・6次産業化に向けて事業計画の策定から販路の開拓まで、事業者の発展段階に応じてワンストップで支援する「千葉県6次産業化サポートセンター」を運営します。
- ・食品加工やマーケティングなどを専門とするプランナーを登録し、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の策定支援や進捗状況に応じた指導・助言、フォローアップなど、農林漁業者等へのサポートを行います。
- ・国、県、生産者団体、金融機関、食品産業事業者等を構成員とする「千葉県6次産業化・地産地消推進協議会」を設置し、関係機関が一体となった推進体制を構築します。

イ 6次産業化に取り組む人材の育成

- ・マーケティング、食品加工・衛生管理、パッケージデザイン等の知識やノウハウを習得できるビジネス講座など、事業者のニーズに対応した研修会を開催し、6次産業化に取り組む人材を育成します。

主な事業

- ちば6次産業化ネットワーク活動の推進（再掲）

【達成指標】

項 目	現 状 (28 年度)	目 標 (33 年度)
6次産業化に取り組む人材育成のための研修会、交流会等への延べ参加者数* (累計)	—	600 人 4 年間の参加者数

* 研修会は、各年 150 人の参加を目指します。

《地域振興》 【地域の特色を生かした農山漁村の振興・活性化】

耕作放棄地・有害鳥獣対策

耕作放棄地、有害鳥獣被害への対策強化

項目	現状 (28年度)	目標 (33年度)
農用地区域内における荒廃農地の解消面積* (累計)		975ha 4年間の解消面積
有害鳥獣による農作物被害軽減	465百万円/年	農作物被害額の減少を目指します

* 国の「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」における本県の解消面積について、30年から33年の4年間の累計値975haを目指します。

[現状認識]

農業者の減少・高齢化や後継者及び担い手の偏在などにより、新たに耕作放棄地が発生しています。

特に、山間谷津田などの条件不利地は、耕作放棄される場合が多く、再生利用が進まず、有害鳥獣の棲み家になるなど、農村環境の悪化が深刻な問題となっています。

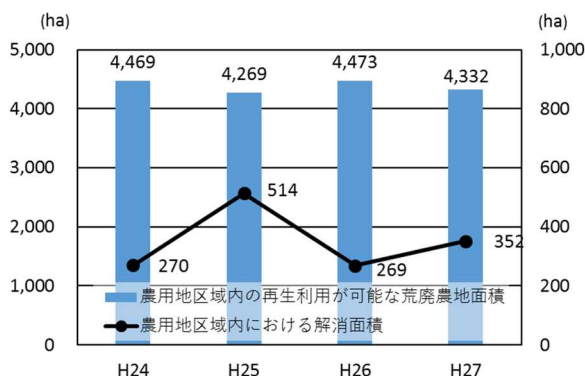
イノシシ等有害鳥獣による農作物の被害金額は、近年3億円台で推移していましたが、平成28年度は4億6千5百万円にのぼり、過去10年間で最も多い被害金額となっています。

特にイノシシによる被害は、総被害額の半分以上を占めており、農村に与える影響は深刻を極めてしています。

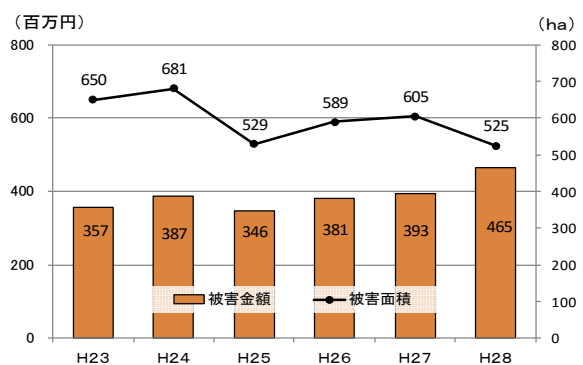
イノシシによる被害は、県中南部が中心であるものの、近年は、生息域の拡大により、これまで被害報告が無かった地域でも被害が発生し始めています。

鳥獣被害の要因としては、耕作放棄地の増加、狩猟者の減少、過疎化・高齢化に伴う集落活動の低下等が挙げられています。

農用地区域内の再生利用が可能な荒廃農地面積及び解消面積



有害鳥獣農作物被害金額及び面積



[基本方向]

耕作放棄地の発生や有害鳥獣による農作物被害の拡大は、農村環境の悪化ばかりでなく、生産者の生産意欲を減退させていることから、これらを一体的な課題と捉え、耕作放棄地と有害鳥獣について、総合的に対策を講じていきます。

耕作放棄地対策については、耕作放棄地再生による生産規模拡大を目指す農業者への支援や担い手等への農地集積・集約化により、耕作放棄地または耕作放棄地となるおそれのある農地での農作物の生産拡大を図ります。

加えて、地域ぐるみで行う農村資源の保全活動や、担い手による耕作放棄地の再生及び発生防止を進めることで、農村環境を守っていきます。

また、有害鳥獣による農作物への被害を軽減させるため、捕獲活動の更なる強化、防護施設の整備と維持管理、地域の指導者の育成、イノシシの棲み家となる耕作放棄地の刈り払いによる林縁管理、地域資源としての有効活用などの4つのプロジェクトを先進的な事例を参考にしつつ総合的に推進します。

さらに、捕獲鳥獣の食肉利用を推進するため、安定的な供給体制の整備を進めるとともに、知名度向上等による「房総ジビエ[※]」取扱い店舗の拡大を推進します。

※ 房総ジビエ：県内で捕獲され、適切に加工処理されたイノシシ肉、シカ肉のこと。

[主な取組]

1 耕作放棄地を活用した農作物の生産拡大等の支援と優良農地の確保

具体的な取組

ア 耕作放棄地や耕作放棄地となるおそれのある農地を活用した規模拡大の促進

- ・担い手が行う再生作業や発生防止活動を支援し、耕作放棄地等の活用を図ります。
- ・耕作放棄地を再生し、園芸作物や飼料作物等の生産拡大を図り、収益性の向上を目指す農業者の取組を支援します。
- ・農業へ参入した企業や集落営農組織等による耕作放棄地等の活用を促進します。

イ 担い手への農地集積・集約化の推進による耕作放棄地の解消・発生防止

- ・耕作放棄地または耕作放棄地となるおそれのある農地について、農地中間管理機構[※]の仕組みを活用して、担い手への集積・集約化を推進します。

※ 農地中間管理機構：中間的受け皿として農地を借り受け、必要に応じて保全管理や条件整備を行い、担い手に貸し付ける事業を実施する機関のことです。

ウ 基盤整備の実施による耕作放棄地の解消及び発生防止

- ・耕作放棄地または耕作放棄地となるおそれのある狭小な農地や排水の悪い農地などの耕作条件を改善させ、農地の生産基盤を強化します。
- ・基盤整備を契機とし、担い手への農地集積を図ります。

エ 市町村農業委員会と連携した遊休農地対策の推進

- ・農業委員・農地利用最適化推進委員が現場活動を通じて、地域の農地について「担い手への農地利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」に取り組めるよう、市町村農業委員会との連携を強化します。
- ・農地法に基づく遊休農地に関する措置を適正に行うことによって、遊休農地の解消・発生防止につなげます。

オ 優良農地の維持・確保の推進

- ・農業振興地域制度の適切な運用を通じ、農地の農用地域への編入や耕作放棄地の発生抑制・再生等の取組の推進により、農用地域内の農地面積を確保します。
- ・農村地域における農村産業法や地域未来投資促進法を活用した産業の立地・導入に伴う土地利用調整を適正に行い、優良農地の確保に努めます。

主な事業

- 耕作放棄地の再生や発生防止を行う担い手に対する支援
- 農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化の推進（再掲）
- 水田の大区画化・汎用化など基盤整備の推進（再掲）

2 耕作放棄地対策による農村環境の保全

具体的な取組

ア 地域ぐるみで行う耕作放棄地の解消・発生防止のための保全活動の促進

- ・草刈りや水路清掃、景観維持などの耕作放棄地の解消・発生防止に取り組み、農村資源の保全に努めます。

イ 耕作放棄地の再生や発生防止による農地活用への支援

- ・担い手が行う再生作業や発生防止活動を支援し、耕作放棄地等の活用を図ります。
- ・山間谷津田などの条件不利地の耕作放棄地については、地域の実情に応じた活用方法を検討していきます。

主な事業

- 地域ぐるみで行う耕作放棄地の解消・発生抑制のための保全活動への支援
- 耕作放棄地の再生や発生防止を行う担い手に対する支援

【達成指標】

項 目	現 状 (28 年度)	目 標 (33 年度)
担い手の経営耕地面積が全農用地面積に占める割合*1	21.3%	42.5%
国や県の事業を活用して耕作放棄地対策に取り組んだ地区数*2（累計）	22 地区	80 地区 4年間で取り組む地区数

*1 県農地中間管理事業の推進に関する基本方針で設定されている 35 年度の目標である 51%から算出し、年 4.24%の増加を目指します。

*2 各年 20 地区程度の新規取組を目指します。

3 有害鳥獣対策の4つのプロジェクトの総合的推進

具体的な取組

ア 防護プロジェクトの推進

- ・有害鳥獣による被害を軽減するため、市町村の被害対策協議会（構成機関：市町村、農協、猟友会など）が取り組む、広域的・効果的な防護柵*の設置と箱わな等捕獲機材の一体的な整備に対して支援を行うとともに、その効果が長期間発揮されるよう、適切な維持管理方法の普及を図ります。
- ・各地域において効果的な被害対策を実施するため、野生鳥獣の生態や被害対策手法などの知識を持った、被害対策の中心的な役割を担う地域リーダーの育成を行います。
- ・被害防止や被害軽減対策等についての研究開発を行うとともに、現地で活用できる成果について周知を行い、現地での普及を図ります。

※ 防護柵：野生獣（イノシシ・シカ・サル等）の農地への侵入を防ぐための施設で、電気柵や金網柵などがあります。

イ 捕獲プロジェクトの推進

- ・被害対策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊*の設置を推進します。
- ・市町村が実施する有害鳥獣の捕獲事業に対して支援するとともに、野生獣の生息状況の把握や個体数推計を行い、効率的な捕獲のために活用します。
- ・捕獲の担い手を確保、育成するため、狩猟免許取得に係る支援や捕獲技術向上のための研修会を実施します。

※ 鳥獣被害対策実施隊：対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、市町村が設置する。

ウ 資源活用プロジェクトの推進

- ・捕獲したイノシシ・シカの肉などを地域資源として有効に活用するため、市町村等による処理加工の取組への支援を行います。

- ・処理加工施設での処理頭数の増加が図られるよう、効率的な出荷・検査体制への支援や販売先の情報提供等を行うとともに、処理加工施設関係者のネットワークづくりを推進します。
- ・県内の処理加工施設で食肉加工され、販売等食用に供されるイノシシ・シカ肉の安全性を確認し、円滑な販売に資するため、放射性物質検査を継続して実施します。

エ 生息環境管理プロジェクトの推進

- ・耕作放棄地発生と有害鳥獣被害の負の連鎖を断ち切るため、棲み家となる耕作放棄地や竹藪の刈り払い、耕作放棄地を利用した牛の放牧など、地域ぐるみで行う総合的な被害対策の取組を推進します。
- ・収穫しないで放置された野菜や果樹、水田における収穫後の二番穂などは、有害鳥獣の餌となり、被害拡大の要因となることから、これらの解消に向けた被害防止対策の啓発を行います。
- ・有害鳥獣が人里へ近づかないような環境づくりを推進するため、放置された竹林や管理が不十分な森林など荒廃した森林について、間伐などの森林整備を実施します。

主な事業

- イノシシ等有害鳥獣の被害防止対策への支援
- 狩猟の担い手確保、捕獲体制の調整・支援
- 捕獲や防護についての研究開発
- 捕獲従事者、被害対策実践者への研修の実施
- 放射性物質検査の実施
- 地域ぐるみで行う被害対策の推進
- イノシシの棲み家となる耕作放棄地の刈り払いによる林縁部の整備の推進

【達成指標】

項 目	現 状 (28 年度)	目 標 (33 年度)
イノシシ等有害鳥獣被害防止対策における防護柵の設置延長*1 (累計)	2,783km	3,423km
鳥獣被害対策実施隊設置市町村数*2 (累計)	10 市町村	15 市町村

*1 防護柵の設置延長について、33 年度までに 3,423km を目指します (過去 5 年間に鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して導入した防護柵の設置実績を元に算出)。

*2 安房、君津地域で各 1 市、その他、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を実施している地域から 3 市町村の設置を目指します。

4 捕獲したイノシシなど獣肉の活用普及

具体的な取組

ア 供給体制の整備

- ・年間を通じて獣肉を安定して供給するため、処理加工施設の体制整備を推進します。

イ ジビエ料理取扱い店舗の拡大

- ・イノシシなどの獣肉の活用普及を図るため、衛生管理や調理方法などの講習会や、飲食店と連携したフェアの開催により、房総ジビエを取扱う飲食店の拡大を進めます。

主な事業

- 処理加工施設に対する支援
- 獣肉利用の推進

【達成指標】

項 目	現 状 (28 年度)	目 標 (33 年度)
房総ジビエ取扱い経験のある飲食店数*	42 店舗	60 店舗

* 房総ジビエフェア参加飲食店数等を基に算出します。

《地域振興》 【地域の特色を生かした農山漁村の振興・活性化】

都市農業の振興※

都市住民に対する農業・農地への理解醸成

項目	現状 (28年)	目標 (33年)
農地を残したいと思う県民の割合*	82.8%	増加を目指します

※ 都市農業の振興：本項目は「都市農業振興基本法」（以下「基本法」という。）第10条に基づく「都市農業の振興に関する計画」（以下「地方計画」という。）に位置づけ、本県の「都市農業」とは基本法第2条において定義する「市街地及びその周辺の地域で行われる農業」とします。なお、この定義は、今後市町村が定める「地方計画」において、「都市農業」の範囲を独自に定めることを妨げるものではありません。

* 千葉・葛南・東葛飾地域の県民を対象とし、農地を残したいと思う割合について増加を目指します。

[現状認識]

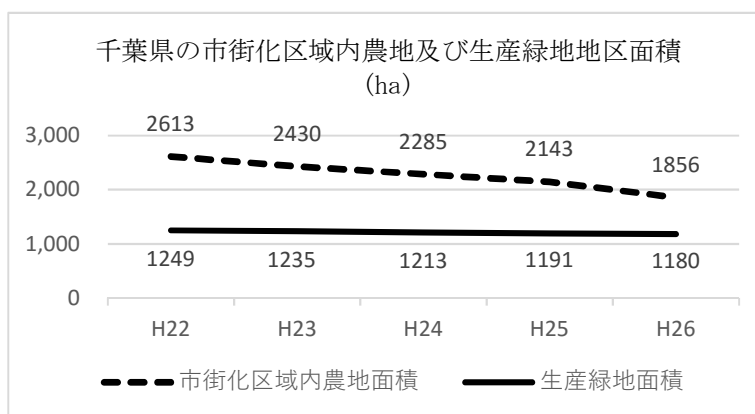
本県の都市農業は、千葉、東葛飾地域などの25市町*の市街化区域内農地とその周辺において、園芸作物を中心に発展しており、全国一の産出額を誇る日本なしは、生産者による直売（庭先販売、宅配等）が多く、また野菜は施設と露地を組み合わせた周年栽培を行うなど収益性の高い農業経営が展開されるとともに、首都圏立地の有利性を活かし、市場出荷に加え、直売所、インショップ、契約販売など多様な販売が行われています。こうしたことにより、本県都市農業の農業産出額は、県全体の約4割を占めています。

特に東葛飾地域では、消費者に直接販売できることから、専業農家率*が県平均30.6%に対して37.2%となっています。また、県内でも後継者就農率が高く、地域や品目を超えた農業青少年クラブ活動も活発で、地域住民への対面販売や収穫・婚活イベントの開催などにより直接消費者と接点を持ち、自らが実践する都市農業のPRに取り組む若手農業者が育成されつつあります。

さらに、非農家出身の新規就農者も増加していることから、引き続き農地確保と営農定着への支援が必要となっています。

近年の市街化区域内農地面積の推移をみると、平成22年から26年にかけて、市街化区域内農地は757ha減少しているのに対し、生産緑地*は、69haと小幅な減少にとどまっております。生産緑地制度が都市農地の保全に寄与してきたと言えます。

一方、市街地の拡大や相続の発生に伴い、農地の小規模化・分散化が進んでいます。



資料：市町村課、公園緑地課による調べ。
(市街化区域内農地面積は生産緑地を含む。)

- ※1 市街化区域内農地を有する 25 市町：千葉市、習志野市、市原市、八千代市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、成田市、佐倉市、四街道市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町、大網白里市、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
- ※2 専業農家率：2015 農林業センサス報告書により、市町村別の販売農家に占める専業農家の比率です。
- ※3 県内の生産緑地地区：市街化区域内農地を有する 25 市町のうち、酒々井町、栄町、大網白里市を除く 22 市。

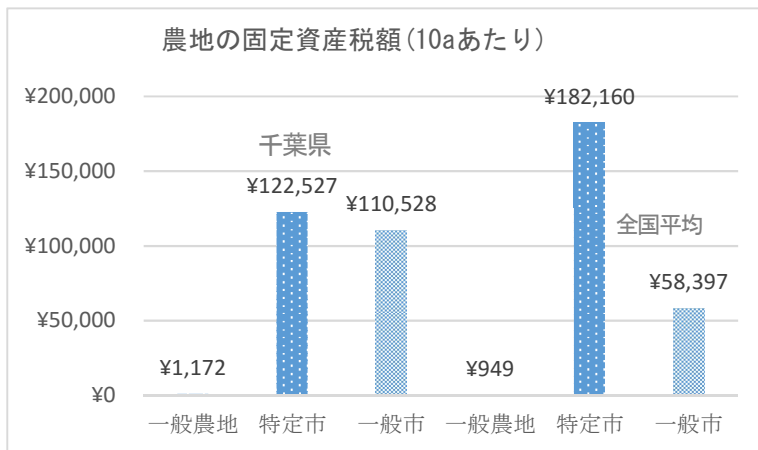
都市部における営農は、高額な農地保有コストに加え、農薬の飛散、土ぼこり、農機具の作業音、たい肥等の臭いなどに対する地域住民からの苦情に対応する一方で、農地へゴミが投棄されるなどの被害が発生しており、都市農業の振興に当たっては、農業者と地域住民の相互理解が必要です。

農地の保有に対する税金の状況(H29.4 現在)

区 分			固定資産税		相続税	
			評価	課税基準	納税猶予措置	納税猶予の免除条件
市街化区域内農地	三大都市圏特定市*	生産緑地地区	農地評価	農地課税	あり	終身
		その他	宅地並評価	宅地並課税	なし	—
	一般市街化区域	宅地並評価	農地に準じた課税	あり	20 年	
農業振興地域及び市街化調整区域内農地			農地評価	農地課税	あり	終身

資料：農林水産省作成資料

- * 三大都市圏特定市：県内の特定市は、千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、富里市の 23 市。（下線は平成 3 年以降の特定市）



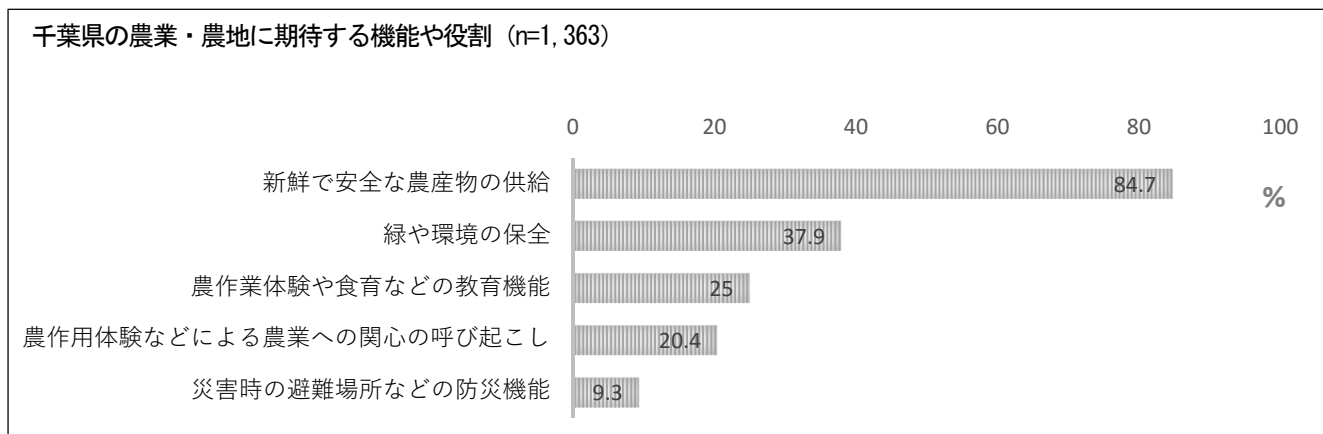
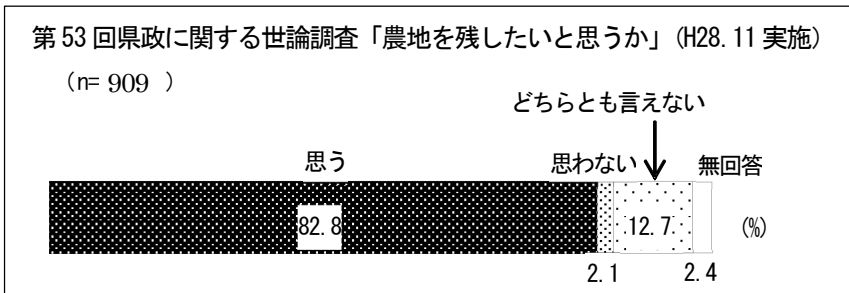
総務省「固定資産の価格等の概要調書」に基づき算出
 ※特定市、一般市は市街化区域内農地

こうした状況を生みやすい都市農業ですが、地域住民の側も食に対する意識の高まりや緑ある生活環境への欲求から意識が変わりつつあります。

平成 28 年 11 月に実施した県政に関する世論調査では、千葉県に農地を残したいと思う割合は 8 割を超え、農業・農地に期待する機能や役割については、「新鮮で安全な農産物の供給」をはじめ、「緑や環境の保全」、「災害時の避難場所などの防災機能」などが高く期待されています。

特に、子育て世代である 30 代、40 代の女性の約 4 割が「農作業体験や食育の場としての機能」について期待を寄せています。

また、市民農園は、都市住民と農業者の交流や、農作業を通じた農業への理解の醸成の場として重要な拠点となっています。特に「農業体験農園」は、農園主が農機具や野菜苗を用意し、利用者へ農作業の指導もすることから農作業初心者にも人気があり、民間事業者の参入も増えています。



市民農園開設数

年度	17年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
農園数	175	222	230	208	227	247	252	238
総面積(ha)	63.5	84.4	87.6	82.3	84.4	91.2	91.3	87.3
区画数	15,917	17,782	18,674	16,953	18,078	19,801	20,023	18,688

(資料：農地・農村振興課調べ)

【都市農業をめぐる施策の経緯】

▲昭和43年 「都市計画法」制定

- ・市街化区域に取り込まれた農地は、「宅地化すべきもの」、農地法上は届出により転用可能

▲昭和44年 「農業振興地域の整備に関する法律」制定

- ・同法により「農用地区域」を指定し、主要な農業振興施策を実施

▲平成3年 「生産緑地法」改正

- ・生産緑地を「保全する農地」として、土地利用規制を強化し、税制優遇の措置実施

▲平成27年 「都市農業振興基本法」・平成28年「都市農業振興基本計画」制定

- ・都市農地の位置づけを「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと転換し、計画的に保全

▲平成29年 「都市緑地法」「生産緑地法」「都市計画法」「建築基準法」改正

- ・生産緑地の一律500㎡の面積要件を市町村が300㎡を下限に条例で引き下げ可能
- ・生産緑地に農産物直売所や、農家レストランの設置が可能

▲平成29年 骨太の方針2017(経済財政運営と改革の基本方針)

- ・生産緑地の貸借に係る制度を創設し、相続税猶予制度の適用について今後検討

[基本方向]

都市農業を支える様々な担い手に対して支援するとともに、限られた農地を有効活用し、高度利用を図るための施設化等、収益性が高い農業の推進を図ります。

また、新鮮な農産物、農地が形成する美しい景観、農作業体験など、「農業・農地」が有する様々な機能に住民が触れることにより、農業者と近隣住民の交流を一層促進し、「農業・農地」がもっと身近なものとなるよう理解の醸成を図ります。

さらに、都市農業をめぐる新たな制度について関係機関と連携して周知し、都市農地の保全を図ります。

[主な取組]

1 産業としての都市農業の持続的な発展

具体的な取組

ア 都市農業を担う多様な人材の確保と育成

- ・農家後継者、定年帰農者、非農家出身者など、多様な都市農業の担い手の確保・育成を図ります。
- ・経営規模に応じた生産技術や経営指導、補助事業や制度資金の活用推進、法人化などの取組を支援します。
- ・近隣に消費者が多いことを生かし、市場出荷や直売など、販売の多角化を見据えた経営感覚の高い人材を育成します。
- ・女性農業者の技術や知識の習得を支援し、経営参画や社会参画を進めます。
- ・農業参入を考えている教育や福祉事業者などの団体や民間企業に対し、農業参入に関する相談、情報提供を行います。
- ・限られた都市農地を有効活用するため、農業委員会等の公的機関による都市農地貸借のマッチングを進めます。
- ・農地等の生産基盤の円滑な相続が必要であることから、JA千葉中央会等農業者団体と連携し、相談窓口の設置を推進します。

イ 農産物供給機能の向上

- ・限られた都市農地を有効活用できる生産施設の導入を進め、生産性の高い園芸農業を推進します。
- ・直売やインショップなど、販売チャネルの多角化を見据えた周年・多品目栽培技術の向上を支援します。
- ・産地や経営体の特性に応じて、消費者ニーズにあった品種や有利販売に向けた高品質安定生産技術などの導入を進めます。

ウ 地元での農産物消費の促進

- ・近隣で生産された新鮮な農産物を購入できる農産物直売所や農家レストラン、農業体験施設を紹介するパンフレットの作成など各種広報媒体の活用や、直売所フェアの開催などにより、積極的な情報発信を行います。
- ・学校給食、外食、中食への利用、6次産業化による新たな商品開発など、多様な農産物の活用を進めます。

主な事業

- 県立農業大学校の機能強化（再掲）
- 先進農家での就農実践研修支援（再掲）
- 新規就農のサポート（多様な新規就農希望者に応じた総合的な就農支援）（再掲）
- 青年の就農意欲の喚起及び就農者の定着促進（農業次世代人材投資資金）（再掲）
- 経営改善及び発展に必要な機械施設の整備支援（再掲）
- 集落営農組織設立の加速化（再掲）
- 小規模農家等による組織活動の推進（再掲）
- 経営体の発展段階に応じた栽培・経営技術の支援（再掲）
- 法人化等の経営の発展に向けた経営診断やアドバイザー派遣による支援（再掲）
- 経営発展に向けた法人化の啓発や研修による支援（再掲）
- 経営体の経営多角化による収益の向上に向けた支援（再掲）
- 女性農業者・組織・リーダー等の育成推進（再掲）
- 農業における女性活動の促進（起業家育成研修会等の開催）（再掲）
- 園芸産地における生産性向上技術の導入支援（再掲）
- 優良種苗の選定、増殖支援（再掲）
- 県産農林水産物の魅力発信（再掲）
- ちば6次産業化ネットワーク活動の推進（再掲）
- グリーン・ブルーツーリズムの推進（再掲）

2 多様な機能の発揮による「都市農業」への理解の醸成及び都市農地の保全

具体的な取組

ア 環境形成機能の発揮に向けた取組の促進

- ・都市の中の貴重な緑地である農地の保全について、関係機関と連携し、市町に対し「緑の基本計画[※]」への位置付けを啓発します。
- ・環境への負荷軽減を図るため、「ちばエコ農業」、「エコファーマー」など環境にやさしい農業や、GAPの取組拡大、IPM技術の普及を推進します。
- ・周辺の住宅地に配慮した適正な農薬使用を指導します。

※ 緑の基本計画：都市緑地法第4条に基づき、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で、主として都市計画域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、市町村が策定する計画です。

イ 景観形成機能の発揮に向けた取組の促進

- ・市街地の中にある水田、水路や、屋敷林等の緑地と一体となった農地などの農業景観について、保全されるべき景観として、関係機関と連携し、市町に対し「景観計画[※]」への位置付けを啓発します。
- ・農閑期における景観向上にも資する緑肥植物の植栽、作物残さの適切な処理等、営農の中で行われる景観の形成に資する取組を推進します。

※ 景観計画：景観行政団体（市町村）が、景観行政を進めるために定める良好な景観形成に関する計画です。

ウ 防災機能の発揮に向けた取組の促進

- ・都市の中の貴重な空間である農地を大規模災害時の一時避難場所等地域の防災に活用するため、関係機関と連携し、国の事業の活用や、優良事例の紹介により防災協力農地の周知を図ります。

エ 的確な土地利用に関する計画策定と緑地保全に向けた取組の促進

- ・都市計画の市町村マスタープラン等において、都市農地の保全が地域の実情に合わせて位置付けられるよう、市町に必要な助言と情報提供を行います。
- ・都市の農地を保全し、環境形成に資する緑地機能の発揮と営農の継続に向けた生産緑地制度について都市農業者へ周知を図り、一層の制度の活用を進めます。
- ・新たな生産緑地制度について市町に情報提供し、生産緑地地区の拡大を推進します。
- ・今後、生産緑地の税制や貸借に関する制度改正が行われた場合は、市町、農業委員会、農業協同組合、千葉県農業会議、JA千葉中央会等関係機関と連携し、都市農地の活用や保全に向け、新たな制度の周知を図るとともに、農地流動化に向けた取組を推進します。

オ 都市住民の農業への理解の醸成

- ・学校給食における地域の農産物の活用や、農業者との交流など、食育の場を活用して都市農業への理解を深めます。
- ・市町、農業団体、民間事業者と連携し、都市住民の多様なニーズに合わせた市民農園、農業体験農園、観光農園、農産物直売所の整備や都市住民との交流活動を支援します。
- ・農業体験農園が都市農業の多様な経営の一環として定着するよう、農業団体と連携し、農業者への啓発や開設・運営について支援します。
- ・都市農業が有する多様な機能について、県のホームページやSNS、日常的に触れるメディアやイベント等、あらゆる機会や媒体を活用し、普段農業に関心の少ない都市住民の理解促進を図ります。
- ・農業に関心のある都市住民に対して農作業を学習する場を提供し、一定の技術水準に達したものが援農ボランティアとして労働力を必要とする農業者の下で活動できるよう、農作業を支援する取組を支援します。

主な事業

- 環境への負荷軽減に向けた「環境にやさしい農業」の推進（再掲）
- GAPの推進（再掲）
- IPM技術等の新技術の普及推進（再掲）
- 農林漁業及び食に関する体験活動の促進（再掲）
- 市民農園、農業体験農園の整備に向けた推進

【達成指標】

項目	現状 (28年)	目標 (33年)
市民農園開設数*（累計）	238	278

* 市民農園整備促進法に基づく農園、特定農地貸付法に基づく農園、農園利用方式（体験農園）の農園開設数を4年間で40か所増やします。

3 都市農業に関する施策を推進するための関連機関との連携強化

具体的な取組

- 都市農地をめぐる新たな税制や土地制度については、これらの制度が有効に活用されるよう、速やかに情報提供を行うとともに、J A千葉中央会等農業者団体と連携し相談窓口の設置を推進します。
- 都市農業に関する国の施策の動向を注視し、国に対し、本県都市農業の振興に関する提案・要望を行います。
- 市町が基本法に基づく地方計画を策定する際には、必要な情報を提供する等の支援を行います。

《地域振興》 【地域の特色を生かした農山漁村の振興・活性化】

内水面漁業を生かした地域振興※

内水面の有する多面的機能を活用した地域の振興

項 目	現 状 (28 年度)	目 標 (33 年度)
内水面漁場における人工産卵床設置数*1	1 か所	3 か所
内水面漁業協同組合の遊漁承認証販売枚数*2	74,967 枚	増加を目指します

※ 本項については、内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）第 10 条第 1 項に基づく法定計画として位置付けます。

*1 積極的に水産資源を増殖していくため、技術開発した人工産卵床の設置を普及します。

*2 内水面の水産資源を活用した遊漁による地域振興を進めます。

[現状認識]

本県は、首都圏にありながら豊かな自然環境に恵まれ、河川湖沼なども多く存在し、古くからウナギやシジミなどの漁業のほか、アオノリ養殖など、地域の文化に根差した特色ある水産物を供給する内水面※漁業が営まれており、これらを利用した郷土料理や、伝統文化など、豊富な地域資源を有しています。

また、内水面漁業が営まれている河川湖沼などは、漁業者による魚類の種苗放流や漁場環境保全活動を通じて、釣り場や自然体験活動といった自然と親しむ場ともなっており、地域の活性化と漁業者等の所得向上を図る上で、これらを活用した都市住民との交流活動をより一層推進する必要があります。

一方で、内水面水産資源の生息環境の変化やカワウ等の害敵生物の影響により漁業生産量が減少しています。さらに、内水面漁協においては組合員の減少、遊漁者の減少に伴う遊漁料収入の減少により、地域づくりの推進役である漁協の組織の脆弱化が進んでいることから、内水面漁業の有する多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念されています。

※ 内水面：海面に対する内陸水面、河川湖沼の総称です。なお、内水面漁業には、内水面における「漁業」と「養殖業」が含まれます。

[基本方向]

河川湖沼での特色ある水産業を展開するため、アユやウナギなどの種苗放流やカワウ等の害敵生物の防除対策に取り組むことにより水産資源の維持増大を図るとともに、漁業者や河川管理者との連携により漁場環境の改善に向けた取組を進めていきます。

また、養殖については、健全な種苗等の安定供給や効率的な生産に資する養殖技術の開発のほか、養殖場での技術指導などにより生産量の増大を図ります。

これら河川湖沼の恵みを生かした内水面漁業を振興することにより、都市住民との交流を促進し、地域経済の活性化を図っていきます。

[主な取組]

1 内水面漁業を生かした地域の振興

具体的な取組

ア 内水面水産資源の回復

- ・ 県内主要河川湖沼における魚かき類の生息状況調査を実施し、有用水産資源の維持・増大策の基礎資料として活用します。
- ・ 漁協が行う種苗放流に対する支援や、種苗放流に加え、新たな増殖方法の開発及び普及促進を図ります。
- ・ ウナギの資源管理推進のための調査に取り組みます。
- ・ シジミの資源調査の実施及びその結果に基づく資源管理を推進します。
- ・ 特定外来生物の効率的な駆除を推進するとともに、被害を与えるカワウの個体数を平成 35 年度（2023 年度）までに半減させる国の目標達成のため、関係者と連携して個体数管理等を進めます。
- ・ 放流用アユ種苗の健苗性検査や特定疾病のまん延防止を図ります。

イ 遊漁の振興と内水面漁協の経営安定化

- ・ 漁協や地元市による遊漁情報等の P R を支援することにより地域資源としての遊漁を振興し、県民が自然と親しむ機会の増加に努めます。
- ・ 振興に伴い増加する遊漁料収入により内水面漁協の経営安定化を図ります。

ウ 内水面養殖業の推進

- ・ ホンモロコやナマズといった特色ある水産物を活用し、地域の活性化を推進するため、卵や種苗を提供するとともに研修会や現地指導等を実施し、養殖技術の向上と生産量の増大を図ります。
- ・ 近年生産が低下しているアオノリの生産量回復に向けた取組を推進します。
- ・ 薬事法に基づく医薬品の適正使用の指導及び残留検査の実施等により、消費者への安全・安心な養殖魚の提供を推進します。

主な事業

- 内水面水産資源の維持・増大
- 遊漁者の来訪促進による内水面漁協の経営改善
- ウナギ資源生態に係る調査研究の推進
- 内水面養殖業の生産拡大
- 伝染性疾病の発生予防とまん延防止

2 内水面における漁場環境改善の推進

具体的な取組

ア 内水面水産資源の生育に資する森林や河川整備等の推進

- ・内水面水産資源の生育に必要な河川流量・水質の確保及び環境の改善に向けて、水産面からの技術的な助言を行うなど、適切な森林整備並びに河川における堰等の構造物に係る魚道の整備や改修及び適切な維持・管理が図られるよう努めます。
- ・漁業者が取り組む漁場における産卵場の整備・造成を支援・指導します。

イ 自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備等の推進

- ・河川管理者に対し、水生生物の生態等に係る知見を提供するとともに、漁業関係者と河川管理者が共通認識を持ち、自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備等が推進されるよう努めます。

ウ 放射性物質の影響に係る取組

- ・放射性物質の影響については、国と連携した調査研究に取り組むなど、漁業操業の早期再開に向けた道筋が立てられるよう努めます。

主な事業

- 産卵場の整備・造成支援
- 放射性物質の検査と国と連携した試験研究の継続

3 内水面の多面的機能を生かした地域振興に向けた各種施策の推進

具体的な取組

ア 県民の理解と関心の増進

- ・内水面漁協の活動や役割について、県民への積極的な情報発信を進めます。

イ 多面的機能の発揮に資する取組の支援等

- ・内水面漁業が有する多面的機能発揮のために漁業者と地域住民等が連携して行う生態系の維持・保全活動等の取組を支援します。

主な事業

- 内水面多面的機能の確保の支援

【達成指標】

項 目	現 状 (28 年度)	目 標 (33 年度)
内水面漁協が行う地元小学生等の参加による種苗放流体験数*	5 回／年	増加を目指します

* 水産資源の増殖や保護等の取組に対する理解を深めるため、漁協による種苗放流を小学生等に体験させる回数を増やします。